条件付一般競争入札公告

熊本県公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和８年（２０２６年）１０月２１日

熊本県知事　　木　村　　敬

１　工事概要

（１）工事番号　　令和８年度債務　高整　第２３００－０－１０１号

（２）工 事 名　　鹿本高校体育館外部改修工事

（３）工事場所　　山鹿市鹿校通三丁目５番１号地内

（４）工事概要　　〇体育館

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階数：地上２階

延べ面積：１，８１６㎡

ア　屋根改修工事

イ　外壁改修工事

ウ　建具改修工事

エ　内装改修工事

オ　塗装改修工事

カ　外構改修工事

（５）工　　期　　令和９年（２０２７年）９月１４日まで（余裕期間３０日間を含む）

（６）予定価格　　２４９，０６５，３００円（入札書比較価格２２６，４２３，０００円）

（７）技術申請書及び競争参加資格確認申請書等の電子申請化試行対象

本工事は、技術申請書及び競争参加資格確認申請書等を電子申請システム（ＬＯＧＯフォーム）で申請する試行対象案件である。原則として電子申請システム（ＬＯＧＯフォーム）により、必要事項を入力し、提出書類をアップロードの上、入札公告に示した提出期限までに申請しなければならない。

（８）総合評価の型式　【簡易型Ⅱ】

（９）総合評価方式

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。

（１０）資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条に定める対象建設工事である。

（１１）ＶＥ方式対象工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式の対象工事である。

（１２）特例監理技術者の配置

本工事は、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任（監理）技術者等及び現場代理人の取扱いについて（平成１５年２月２７日付け土木部長通知、最終改正 令和７年３月２７日）」に記載されている要件を満たさなければならない。

（１３）余裕期間

この工事は、余裕期間３０日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事の始期を選定する「任意着手方式」としている。

２　入札方式等

（1）電子入札

この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。

（2）工事費内訳書

入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書が未提出である等不備がある場合は、入札を無効とする。

（3）事後審査型入札

この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。指定期日までに競争参加資格確認申請書の提出がない者は、入札に参加できないものとし、落札決定しない。

（4）低入札価格調査

この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。

（5）事後審査型一般競争入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）

その他の事項については、共通事項書に示すとおりとする。

３　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）必要な資格

共通事項書第３に定める条件を満たす者で、さらに

競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

<table>
<tr><td colspan="2">許可業種</td><td>建築一式工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">格付等級又は
経営事項審査の
総合評定値</td><td>Ａ１等級</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業所の所在地</td><td>熊本県内に主たる営業所を有すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工実績に関する
事項</td><td>平成２４年度（２０１２年度）以降、元請けとして国内において完成した建築一式工事で、請負金額が１．９億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が２０％以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配置予定
技術者に
関する
事項</td><td colspan="2">以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。
なお、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項及び建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。</td></tr>
<tr><td>施工経験</td><td>平成２４年度（２０１２年度）以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。</td></tr>
<tr><td>資格等</td><td>建築一式工事に関し、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハに該当する者（主任技術者となる資格を有する者）又は建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（監理技術者となる資格を有する者）
ただし、下請代金の合計額が８，０００万円以上となる場合は、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して３か月以上）にある者。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>経営事項審査の
有効期間</td><td>上記許可業種について、建設業法第２７条の２３の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
※経営事項審査の有効期間は、審査基準日から１年７カ月間。</td></tr>
<tr><td>設計業務等の
受託者との関連</td><td>次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
受託者名　　有限会社ユー設計コンサルタント
本店所在地　山鹿市鹿本町来民５８８－１</td></tr>
</table>

4　総合評価に関する事項

（1）総合評価の方法

ア　総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点及び施工体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値　＝　技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

イ　技術評価における評価項目と評価基準及び得点配分は、別添「評価に関する基準（自己採点表)」のとおりとする。

（2）施工体制の審査（ヒアリングの実施）

施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（令和４年熊本県告示第２８６号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

①　施工体制に係る審査方法の通知

・期日　開札の日に対象者に通知する。

・方法　ヒアリングを行う場合は、対象者に審査方法等を通知する。

②　ヒアリングのための追加資料の提出

・期間　①の通知の日の翌日から４日間（休日等を含む。ただし、最終日が休日等の場合は、その翌日。）

・方法　追加資料の提出を求めた場合は、５（３）の入札・契約担当部局に持参又は郵送すること。

③　施工体制確認のためのヒアリング

・期日　別途通知

・方法　ヒアリングを行う場合は、説明者は、（３）の入札・契約担当部局又はその他指定する場所に来庁し説明を行うこと。説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

5　入札手続き

（1）入力事項及び提出書類

競争参加資格確認申請書及び技術申請書に添付する書類が同一であっても、それぞれ申請書ごとに添付して提出すること。

1）　競争参加資格確認申請書等として次に掲げる内容を電子申請システム（ＬＯＧＯフォーム）により入力し、書類をアップロードして提出すること。

ア　入力事項

①　会社情報　：共通事項書第４の１参照

イ　提出書類

①　経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し　：共通事項書第４の２参照

②別記様式２　同種工事の施工実績調書及び添付資料　：共通事項書第４の２参照
※３で施工実績を求めていない場合は提出不要

③別記様式３－１　配置予定技術者の資格及び施工経験調書並びに添付資料　：共通事項書第４の２参照

④別記様式３－２　特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項　：共通事項書第４の２参照
※特例監理技術者の配置を認める場合

⑤別記様式４　配置予定技術者の他工事の従事状況等調書及び添付資料　：共通事項書第４の２参照
※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合に提出

⑥別記様式５　役員及び株主（出資者）調書　：共通事項書第４の２参照

⑦　主たる営業所の所在地が熊本県以外の場合、営業所の所在地等がわかる書類
：共通事項書第４の２参照

【紙での申請が認められた場合のみ必要】

⑧別記様式１　競争参加資格確認申請書　：共通事項書第４の５参照

2）　総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる内容を電子申請システム（ＬＯＧＯフォーム）により入力し、書類をアップロードして提出すること。

ア　入力事項

①　会社情報　：共通事項書第５の２参照

②　配置予定技術者の氏名　：共通事項書第５の２参照

イ　提出書類

①　事前登録認定通知書の写し（土木一式工事で県内企業の場合）：共通事項書第５の１及び第５の３参照

②　評価に関する基準（自己採点表）　：共通事項書第５の３参照
（別添　エクセルファイル）

③別記様式７－１　施工計画書（基本型Ⅰの場合）　：共通事項書第５の３参照

④別記様式７－２　施工計画書（基本型Ⅱの場合）　：共通事項書第５の３参照

⑤企業の評価に係る評価項目ごとの確認資料　：共通事項書第５の３参照

⑥配置予定技術者の評価に係る評価項目ごとの確認資料　：共通事項書第５の３参照

【紙での申請が認められた場合のみ必要】

⑦別記様式６　技術申請書　：共通事項書第５の５参照

⑧別記様式８－１　企業の評価に係る確認資料整理表　：共通事項書第５の３及び第５の５参照

⑨別記様式８－２　配置予定技術者の評価に係る確認資料整理表　：共通事項書第５の３及び第５の５参照

3）　入札書の提出時に併せて次に掲げる書類を提出すること。

①　工事費内訳書　：共通事項書第１２参照

（２）入札日程及び書類提出方法

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配付	入札公告した日から 令和８年（２０２６年）１１月１２日(木)まで	入札情報公開サービスシステムによる。
質問書の提出	入札公告した日の翌日から 令和８年（２０２６年）１１月５日(木)まで	（３）の入札・契約担当部局。 持参又は郵送（書留郵便）によること（必着）。 閲覧は入札情報公開サービスシステムによる。
競争参加資格確認申請書等の提出	入札公告した日の翌日から 令和８年（２０２６年）１１月１２日（木）まで	（３）の入札・契約担当部局。 電子申請システム（ＬＯＧＯフォーム）による。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から 令和８年（２０２６年）１１月１２日(木)まで	（３）の入札・契約担当部局。 電子申請システム（ＬＯＧＯフォーム）による。
入札期間	入札公告した日の翌日から 令和８年（２０２６年）１１月１２日(木)まで	電子入札システムによる。 ※工事内訳書を添付すること
開札	令和８年（２０２６年）１１月１３日（金） 午前９時から	電子入札システムによる。
落札者決定通知	令和８年（２０２６年）１２月２日(水)（予定） 【施工体制確認が必要となった場合】 令和８年（２０２６年）１２月８日(火)（予定） 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和８年（２０２６年）１２月２３日(水)（予定）	電子入札システムによる。
競争参加資格がないと認めた理由、落札者とならなかった理由の説明要求の期限	落札者決定通知の翌日から起算して５日以内(休日等を除く)	（３）の入札・契約担当部局へ持参すること。
上記要求に対する回答	上記要求の期限の最終日の翌日から起算して７日以内	書面による。

（３）入札等担当部局

区分	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	熊本県土木部監理課建設業班	TEL　096-333-2485 FAX　096-381-5404	〒８６２－８５７０ 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
技術担当 監督担当	熊本県土木部建築住宅局 営繕課営繕第二班	TEL　096-333-2541 FAX　096-381-7612	

（４）申請方法

１）競争参加資格確認申請書

申請については、原則として下記ＵＲＬから電子申請システム（ＬＯＧＯフォーム）により行うこと。

ただし、共通事項書第４の５により紙での申請による電子申請案件への参加が認められた場合に限り、紙での提出を行うことができる。

https://logoform.jp/form/x4b6/1849239

提出書類の電子ファイルでの提出にあたっては、共通事項書第４の２により定められた形式で提出すること。（一つの添付ファイルの容量上限は１０ＭＢ。１回の申請全体の添付ファイルの容量上限は約１００ＭＢ。）

２）技術申請書

申請については、原則として下記ＵＲＬから電子申請システム（ＬＯＧＯフォーム）により行うこと。

ただし、共通事項書第５の５により紙での申請による電子申請案件への参加が認められた場合に限り、紙での提出を行うことができる。

https://logoform.jp/form/x4b6/1849248

提出書類の電子ファイルでの提出にあたっては、共通事項書第５の３により定められた形式で提出すること。（一つの添付ファイルの容量上限は１０ＭＢ。１回の申請全体の添付ファイルの容量上限は約１００ＭＢです。）

（別添）評価に関する基準**（自己採点表）**

評価に関する基準（自己採点表）については、別添エクセルを利用し申請してください。